

週刊WEB

企業経営 マガジン

2018
598
10/30

ネット
ジャーナル

Weeklyエコノミスト・レター 2018年10月25日号

イタリア19年度予算案の波紋 ～初の暫定予算案差し戻しのその先

経済・金融フラッシュ 2018年10月19日号

消費者物価(全国18年9月) ～コアCPI上昇率は当面1%程度で推移

経営
TOPICS

統計調査資料
全国小企業月次動向調査（2018年9月実績、10月見通し）

経営情報
レポート

「共有」が生み出す新たなビジネスの方向性
シェアリングエコノミーの動向

経営
データ
ベース

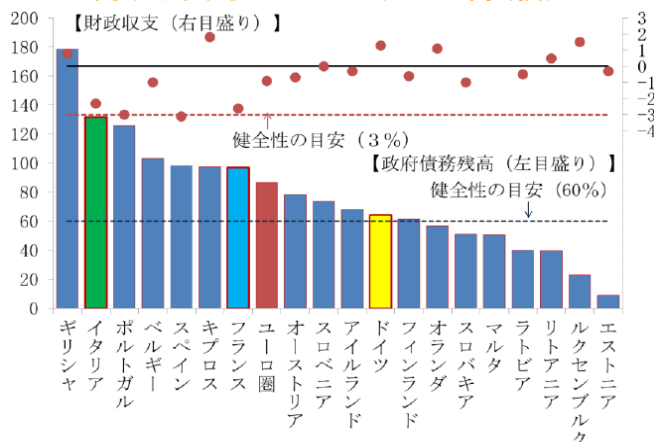
ジャンル:相続税・相続税申告 サブジャンル:相続税の基本
相続税でも課税対象にならない財産
相続人に未成年者がいる場合の税額控除

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。

イタリア19年度予算案の波紋 ～初の暫定予算案差し戻しのその先

- 1** 10月23日、欧州委員会が、イタリア政府の19年度暫定予算案の差し戻し、3週間以内の再提出を求めた。

ユーロ参加国の政府債務残高と
財政収支対GDP比（2017年実績）



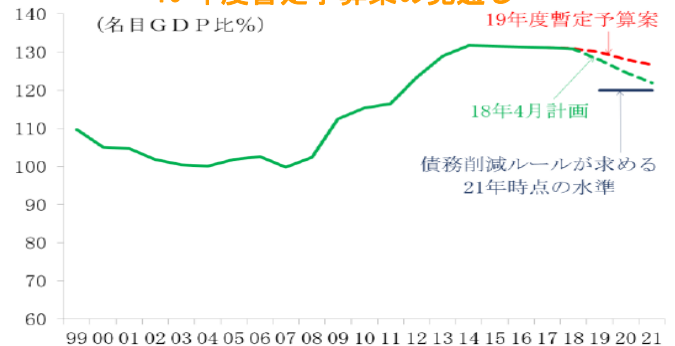
(資料) 欧州委員会統計局 (eurostat)

- 2** 欧州委員会は、構造的財政収支の改善目標や歳出ルール、債務削減ルールが求める目標からの乖離が大きいこと、さらに独立財政監視機関による承認というEU規則が求める要件を満たしていないことを問題視している。他方、イタリア政府は、目標からの乖離は、経済成長を通じた問題解決に必要という立場をとる。

- 3** イタリア政府が、向こう3週間で問題を修正しない場合、欧州委員会は、歳出ルール、構造的財政収支の改善目標からの乖離を理由とする「深刻な乖離是正手続き」か、債務削減ルールへの非適合を理由とする「過剰な財政赤字是正手続き (EDP)」の開始を求めることになる。発動されれば、イタリアが初のケースとなるが、即効性を欠くため、財政危機

の未然防止効果には疑問が残る。市場の圧力の方がより有効だろう。

イタリアの政府債務残高の推移と
19年度暫定予算案の見通し



(資料) 欧州委員会統計局 (eurostat)、イタリア経済・財政省「安定プログラム」(18年4月)、「2019年暫定予算案」(18年10月)

- 4** 暫定予算案を巡るイタリア政府とEUの対立は勝者なき戦いだ。EUはEU懐疑主義を煽る格好の材料を与えることになりかねず、イタリアは資金調達コスト上昇、金融システムからの資本流出を招きかねない。

米独伊の10年国債利回り



(資料) ロイター

- 5** 市場の監視が働くことで、本格的な財政危機に発展する可能性は低いと見ているが、世界経済が不透明な時期だけに警戒は怠れない。

「Weeklyエコノミスト・レター」の全文は、
当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」
よりご確認ください。

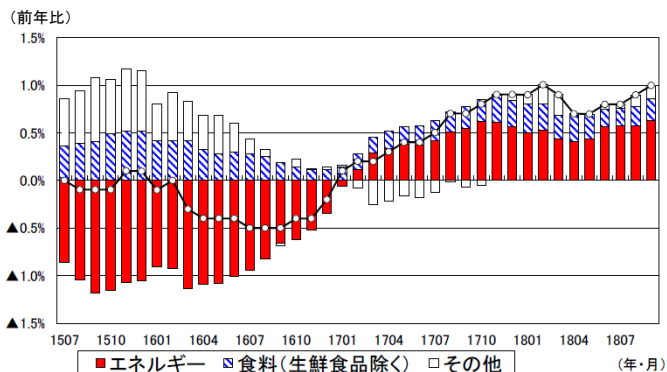
消費者物価(全国18年9月) ～コアCPI上昇率は当面1%程度で推移

1 コアCPI上昇率は7ヵ月ぶりの1%

総務省が10月19日に公表した消費者物価指数によると、18年9月の消費者物価(全国、生鮮食品を除く総合、以下コアCPI)は前年比1.0%(8月:同0.9%)となり、18年2月以来7ヵ月ぶりの1%台となった。事前の市場予想(QUICK集計:1.0%、当社予想も1.0%)通りの結果であった。

生鮮食品及びエネルギーを除く総合(コアコアCPI)は前年比0.4%(8月:同0.4%)となり、上昇率は前月と変わらなかった。

消費者物価指数(生鮮食品除く、全国)の要因分解



(資料) ともに総務省統計局「消費者物価指数」

2 上昇品目数の割合が再び50%を上回る

消費者物価指数の調査対象523品目(生鮮食品を除く)を、前年に比べて上昇している品目と下落している品目に分けると、9月の上昇品目数266品目(8月は258品目)、下落品目数は186品目(8月は199品目)となり、上昇品目数が前月から増加した。

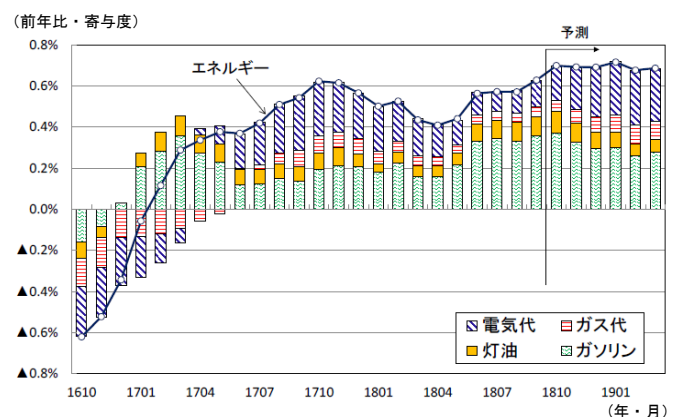
上昇品目数の割合は50.9%(8月は

49.3%)、下落品目数の割合は35.6%(8月は38.0%)、「上昇品目割合」－「下落品目割合」は15.3%(8月は11.3%)であった。

3 コアCPI上昇率は当面1%程度で推移も、上昇ペースの加速は見込まれず

コアCPI上昇率は7ヵ月ぶりの1%となったが、その主因はエネルギー価格の上昇幅拡大である。既往の原油高の影響から電気代、ガス代の上昇率が高まっていることに加え、9月以降の原油価格の急上昇を受けて、ガソリン、灯油価格もこのところ大幅に上昇している。エネルギー価格の上昇率は10月には前年比9%程度(9月は同8.1%)となった後、高止まりが続き、コアCPI上昇率に対するエネルギーの寄与は18年度末まで0.7%程度で推移することが見込まれる。

コアCPIに対するエネルギーの寄与度



経済・金融フラッシュの全文は、
当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」
よりご確認ください。

全国小企業月次動向調査 (2018年9月実績、10月見通し)

日本政策金融公庫 2018年10月22日公表

結果の概況

小企業の売上DIは、マイナス幅が拡大～10月はマイナス幅が縮小する見通し～

1 売上

2018年9月の売上DIは、8月(▲10.8)からマイナス幅が0.9ポイント拡大し、▲11.7となった。10月は、▲9.1とマイナス幅が縮小する見通しとなっている。

業種別にみると、製造業(▲10.3→▲13.7)、非製造業(▲10.8→▲11.3)ともにマイナス幅が拡大した。10月は、製造業では▲11.5、非製造業では▲8.6と、ともにマイナス幅が縮小する見通しとなっている。

2 採算

2018年9月の採算DIは、8月(3.4)から1.9ポイント低下し、1.5となった。

10月は、6.8と上昇する見通しとなっている。

3 設備投資

2018年度上半期(4月～9月)に設備投資を実施した企業割合は、22.0%と2017年度上半期(22.6%)に比べて0.6ポイント低下した。

2018年度下半期(10月～翌年3月)の設備投資実施予定企業割合は、15.0%と2017年度下半期の実施予定企業割合(17.0%)から低下している。

1 売上

●9月の売上DIは、8月からマイナス幅が0.9ポイント拡大し、▲11.7となった。

10月は、▲9.1とマイナス幅が縮小する見通しとなっている。

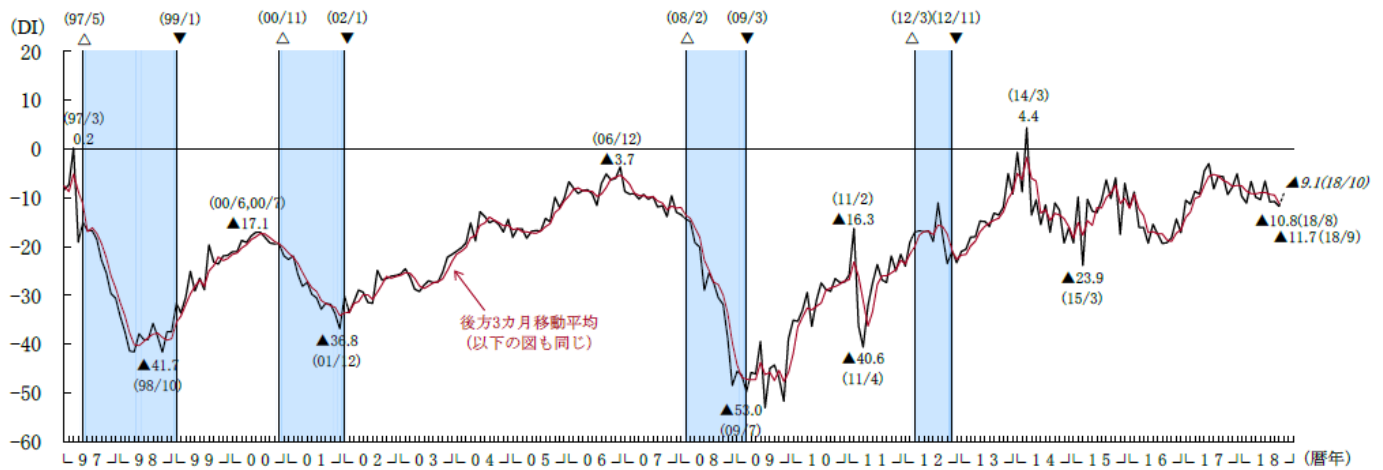
●業種別にみると、製造業(▲10.3→▲13.7)、非製造業(▲10.8→▲11.3)ともにマイナス幅が拡大した。10月は、製造業では▲11.5、非製造業では▲8.6と、ともにマイナス幅が縮小する見通しとなっている。

●非製造業では、卸売業、小売業、飲食店でマイナス幅が拡大している。

10月は、建設業を除く全ての業種で上昇する見通しとなっている。

売上DIの推移(全業種計、季節調整値)

	2017 9月	10月	11月	12月	2018 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
実績	▲5.6	▲9.3	▲7.8	▲5.1	▲9.7	▲11.1	▲6.7	▲9.8	▲10.4	▲6.6	▲10.8	▲10.8	▲11.7	-
見通し	▲1.3	▲0.7	▲0.3	▲1.8	▲0.7	▲0.6	▲2.5	▲2.8	▲2.0	▲3.2	1.2	▲3.0	▲8.9	▲9.1



(注) 1 DIは前年同月比で「増加」企業割合－「減少」企業割合。
2 —は実績、-----は見通し。斜体は見通しの値を示す。△は景気の山、▼は景気の谷、シャドー部分は景気後退期を示す (以下同じ)。

業種別売上DIの推移 (季節調整値)

	2017年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2018年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	(見通し)
製 造 業	▲1.7	▲2.1	▲11.1	▲5.2	▲10.0	▲5.5	▲0.3	▲5.5	▲4.9	▲8.6	▲17.5	▲12.0	▲10.7	▲4.5	1.4	▲9.0	▲10.3	▲13.7	▲11.5	製 造 業
金属・機械	3.8	3.8	▲2.2	▲0.1	▲2.0	2.4	6.5	▲2.1	3.1	▲2.0	▲5.4	▲4.2	▲2.7	12.7	23.5	7.2	▲14.0	▲11.9	▲2.6	金属・機械
その他製造	▲6.6	▲7.3	▲18.4	▲9.5	▲18.8	▲14.5	▲6.0	▲10.9	▲9.4	▲15.1	▲25.2	▲16.7	▲17.9	▲19.3	▲17.4	▲23.1	▲8.8	▲17.4	▲19.4	その他製造
非 製 造 業	▲9.6	▲5.0	▲1.9	▲8.6	▲4.9	▲5.5	▲10.6	▲7.2	▲5.2	▲9.9	▲11.2	▲6.1	▲9.1	▲11.5	▲7.7	▲11.1	▲10.8	▲11.3	▲8.6	非 製 造 業
①卸 売 業	▲6.8	7.2	17.9	▲5.0	0.7	1.6	▲2.0	▲2.7	▲10.6	▲0.9	▲1.4	▲2.5	▲10.1	3.0	▲10.6	2.9	▲4.0	▲8.1	0.6	①卸 売 業
織・衣・食	▲29.8	4.3	▲0.5	▲9.2	▲0.6	▲7.3	▲7.6	▲12.3	▲6.5	6.4	▲0.3	1.3	▲17.0	▲6.0	▲40.1	▲20.2	▲15.3	▲19.9	▲13.3	織・衣・食
機械・建材	2.4	14.4	25.1	▲1.5	1.4	11.4	2.2	2.7	▲11.5	▲5.5	▲1.4	▲2.5	▲12.6	14.4	4.1	20.1	3.9	3.6	9.6	機械・建材
②小 売 業	▲13.2	▲3.9	▲8.9	▲13.8	▲8.6	▲1.2	▲13.6	▲7.1	▲3.7	▲10.4	▲11.2	▲7.7	▲9.9	▲11.2	▲12.0	▲15.4	▲12.7	▲19.0	▲13.1	②小 売 業
耐久消費財	▲4.0	▲10.4	▲7.4	▲6.5	▲7.1	7.9	▲15.7	▲7.1	▲0.8	▲5.5	▲10.1	▲15.7	▲5.0	▲1.0	2.0	▲4.4	▲2.6	▲4.5	▲6.9	耐久消費財
非耐久消費財	▲14.5	▲3.1	▲9.3	▲15.3	▲9.1	▲2.3	▲13.3	▲5.3	▲5.4	▲9.4	▲11.5	▲9.0	▲10.1	▲13.6	▲14.9	▲17.8	▲14.9	▲21.2	▲14.2	非耐久消費財
③飲 食 店	▲10.5	2.0	7.9	▲3.2	▲2.0	▲12.1	▲5.2	1.7	▲1.0	▲15.6	▲21.1	▲14.7	▲11.6	▲33.8	▲13.8	▲25.9	▲14.0	▲21.6	▲21.0	③飲 食 店
④サービス業	▲12.3	▲15.9	▲9.6	▲11.9	▲11.3	▲10.3	▲19.4	▲8.9	▲10.2	▲8.8	▲10.1	4.1	▲7.8	▲11.2	▲1.1	▲6.4	▲14.1	▲6.9	▲4.9	④サービス業
事業所向け	▲13.5	▲10.0	▲9.3	▲16.2	▲9.4	▲14.3	▲9.3	▲2.5	3.1	4.8	▲0.8	▲3.7	6.5	▲2.4	▲7.1	5.8	▲7.3	2.9	3.7	事業所向け
個人向け	▲12.9	▲18.1	▲8.5	▲9.2	▲11.8	▲9.4	▲22.7	▲10.5	▲15.0	▲13.8	▲11.5	5.6	▲13.2	▲14.2	1.7	▲8.9	▲16.1	▲10.2	▲7.4	個人向け
⑤建 設 業	▲5.6	▲8.8	▲1.7	▲0.9	2.5	▲3.8	4.4	▲5.2	▲6.0	▲7.1	▲3.5	▲7.6	▲13.2	7.2	▲7.9	0.4	▲7.0	4.3	1.1	⑤建 設 業
⑥運 輸 業	▲6.0	14.8	2.5	▲4.0	▲6.9	▲2.4	▲0.4	▲3.0	▲5.7	▲5.3	14.6	12.4	▲22.4	▲3.6	▲1.6	2.3	▲2.5	▲1.9	11.9	⑥運 輸 業
道路貨物	▲4.3	16.3	4.8	▲2.8	▲2.6	▲1.2	▲1.3	▲2.8	▲5.7	▲0.4	17.9	16.4	▲18.8	1.8	5.9	7.1	▲6.3	▲3.6	12.2	道路貨物
個人タクシー	▲2.3	8.1	▲2.7	▲5.5	▲33.3	▲1.0	▲4.1	▲7.7	▲3.7	▲36.3	▲5.9	▲5.6	▲27.8	▲25.7	▲28.9	▲15.4	7.8	13.6	9.3	個人タクシー
全 業 種 計	▲9.2	▲4.5	▲3.0	▲8.1	▲5.5	▲5.6	▲9.3	▲7.8	▲5.1	▲9.7	▲11.1	▲6.7	▲9.8	▲10.4	▲6.6	▲10.8	▲10.8	▲11.7	▲9.1	全 業 種 計

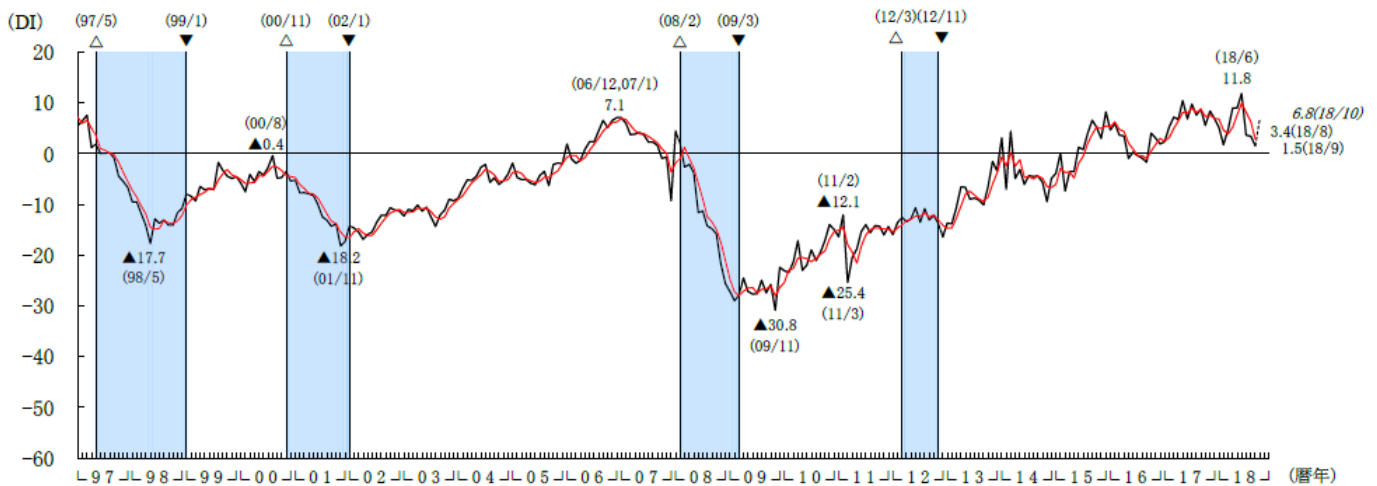
(注) 1 網掛けは、前月から低下した数値。
2 季節調整は業種ごとに行っている。

2 採 算

- 9月の採算DIは、8月から1.9ポイント低下し、1.5となった。
- 10月の採算DIは、6.8と上昇する見通しとなっている。

採算DIの推移 (全業種計、季節調整値)

	2017 9月	10月	11月	12月	2018 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
実 績	8.8	5.5	8.4	6.9	5.1	1.7	4.8	9.0	9.0	11.8	3.6	3.4	1.5	-
見通し	12.7	7.9	12.6	12.1	13.2	11.8	9.5	12.6	13.4	13.6	14.7	11.9	11.0	6.8



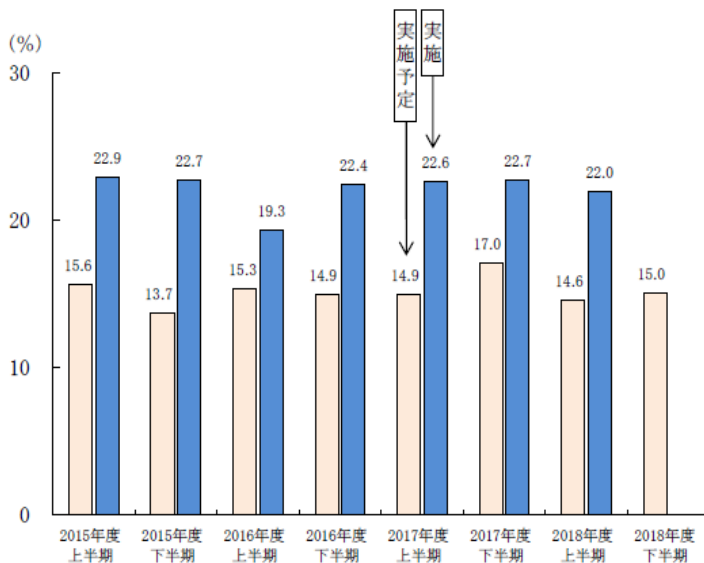
(注) DIは「黒字」企業割合－「赤字」企業割合。

3 設備投資

- 2018年度上半期に設備投資を実施した企業割合は、22.0%と2017年度上半期に比べて0.6ポイント低下した。
2018年度下半期の設備投資実施予定企業割合は、15.0%と2017年度下半期の実施予定企業割合に比べて2.0ポイント低下している。
- 設備投資を「実施した」と回答した企業にその取得目的を尋ねたところ、「更新、補修・維持」が72.2%と最も多く、次に「省力化・合理化」が27.5%となっている。

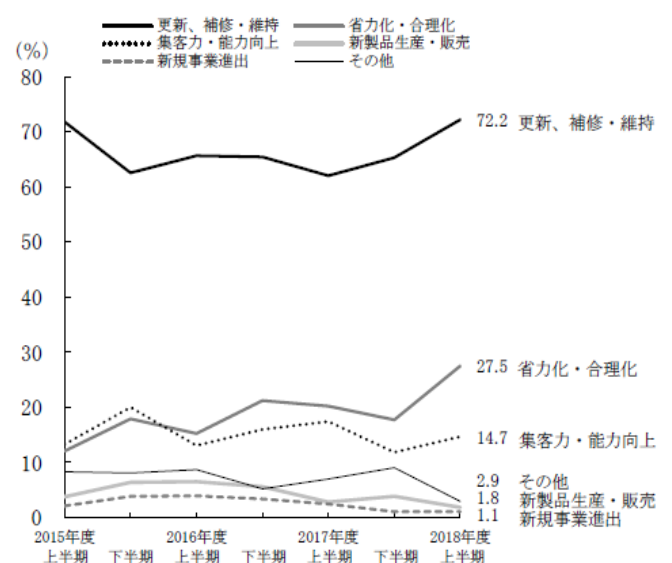
設備投資実施企業割合と取得目的（全業種計）

（１）設備投資実施企業割合



(注) 1 設備投資はリースも含む。
2 上半期は4月から9月まで、下半期は10月から翌年3月までを示す。

（２）設備の取得目的（複数回答）



(注) 1 (1) で設備投資を「実施した」と回答した企業に尋ねたもの。
2 複数回答のため合計は100%とはならない。

全国小企業月次動向調査（2018年9月実績、10月見通し）の全文は、
当事務所のホームページの「企業経営 TOPICS」よりご確認ください。



「共有」が生み出す新たなビジネスの方向性 シェアリング エコノミーの動向

1. いま注目されているシェアリングエコノミー
2. シェアリングエコノミーの動向
3. 日本市場における課題と取組み
4. 国内のシェアリングエコノミー企業事例



■参考文献

シェアリングエコノミー(アルン・スンドララジャン [著] 日経 BP 社)
はじめようシェアリングビジネス
(一般社団法人シェアリングエコノミー協会 [監修] 日本経済新聞出版社)
2017 年版 中小企業白書(経済産業省)
週刊 エコノミスト 2017 年 8 月 8 日号(毎日新聞出版)

1

企業経営情報レポート

いま注目されているシェアリングエコノミー

近年、スマートフォンの普及等 IT の利活用環境の変化に伴い、「シェアリングエコノミー」が登場し、我が国の経済の仕組みを変えつつあります。モノやサービスを個人間で取引する新しい経済活動として注目され、政府が 2017 年 6 月に発表した「未来投資戦略 2017」において、シェアリングエコノミー推進に向けた具体的施策が記載されました。シェアリングエコノミーは海外を中心に利用が進み市場が拡大傾向にありますが、我が国でも様々な分野で新たなサービスが次々と開発されており、今後の市場拡大が予想されています。

しかしながら、我が国におけるシェアリングエコノミーは今まさに黎明期にあり、中小企業におけるシェアリングエコノミーのサービスに対する認知度については、まだまだ高いとは言えません。本レポートでは、国内でのシェアリングエコノミーの動向と市場拡大に向けた展望について、国内企業のサービス事例の紹介とともに解説します。

■ シェアリングエコノミーのビジネスモデル

シェアリングエコノミーについては本格的な普及が始まって 10 年にも満たず、現時点でも一義的な定義はないと言われていたますが、基本的にはインターネットを介して個人間でモノや場所、技術などを賃貸・売買取引するサービス形態を指します。

■ 図1-1. シェアリングエコノミーのビジネスモデル

従来のビジネスは事業者が消費者にサービスを提供する、いわゆる「B to C」が一般的です。一方、シェアリングエコノミーでは多くの場合、個人が使用していないモノや場所などを貸し出す「提供者」となり、借り手である「利用者」も多くの場合個人となります。そして、提供者と利用者を結ぶ「シェア事業者」が、マッチングの場としてのプラットフォームを提供します。



2 企業経営情報レポート

シェアリングエコノミーの動向

■ 急拡大が見込まれるシェアリングエコノミー市場

新たなビジネス分野として注目されるシェアリングエコノミーの市場は急成長するとみられています。米PwCの推計によると、世界の市場合計額は2013年時点で150億ドル程度であったものが、2025年には20倍超の3,350億ドルにまで拡大すると予測されています。

国内市場規模については、法整備等の問題で海外に比べ普及は遅れているものの、2014年度に約233億円、2018年度までには462億円にまで拡大すると予測されています。近年これほど急速に広がるに至った最大の要因は、ITの飛躍的な普及にあります。スマートフォンの普及により、個人の持つ情報が不特定多数の個人に瞬時に可視化され、ソーシャルメディア上で他者とのコミュニケーションが一般化されつつあること、また、位置情報（GPS）や決済システムの向上などテクノロジーの進化が市場拡大を後押ししてきたと言えるでしょう。

■ 図2-1. シェアリングエコノミーの市場規模

図表：総務省 平成27年版情報通信白書
特集テーマ「ICTの過去・現在・未来」本編より

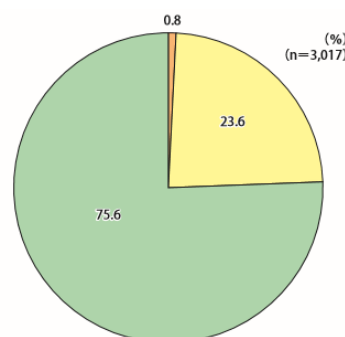


(出典) PwC「The sharing economy - sizing the revenue opportunity」

■ 中小企業でも高まりを見せるシェアリングエコノミーへの関心

市場拡大が期待されるシェアリングエコノミーですが、図2-2の通り、我が国の中小企業のシェアリングエコノミーに対する認知度は、「活用している」もしくは「知っているが活用していない」を含めても約25%という結果となり、中小企業においては、これから広く知られていく余地が多く残されていることがわかります。

■ 図2-2. シェアリングエコノミーの認知度



■ 活用している ■ 知っているが活用していない □ 知らない

資料：中小企業庁委託「中小企業の成長に向けた事業戦略等に関する調査」(2016年11月、(株)野村総合研究所)

しかしながらシェアリングエコノミーを認知している企業については、図2-3の通り「関心があり、参入を検討している」と「事業参入を検討していないが、関心はある」を合わせると、どの立場においても約半数近くの企業が事業参入への関心があると答えており、今後認知度が高まるにつれて中小企業での活用事例も増えていくことが期待されます。

3

企業経営情報レポート

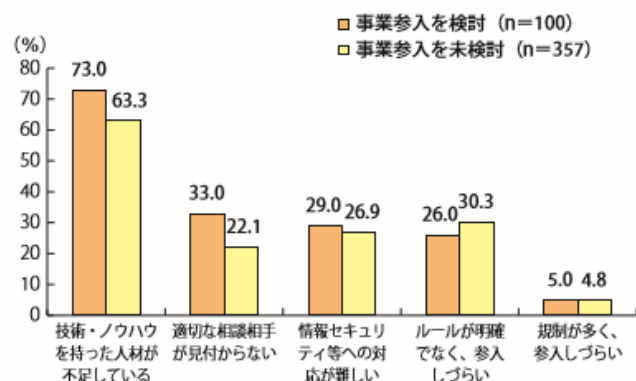
日本市場における課題と取組み

■ シェアリングエコノミーの活用に向けた課題

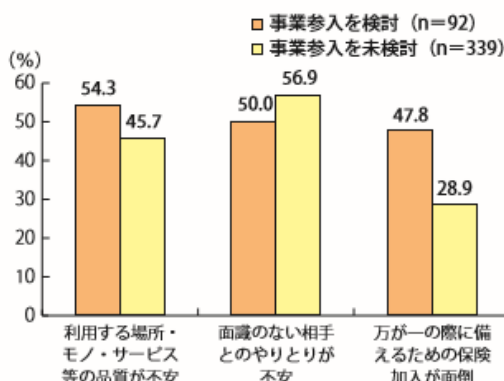
多くのビジネスチャンスが潜んでいる反面、シェア事業者、提供者、利用者それぞれの立場で、シェアリングエコノミーを活用していくための課題も見えてきています。参入を検討する際は、様々な課題に対し、今どのような対策が打ち出され、どのように活用すればよいかを知っておく必要があります。図 3-1 にシェア事業者、提供者および利用者における、共通の課題と個別の課題を集計したデータを示します。

■図3-1. シェアリングエコノミーを活用していない企業における課題

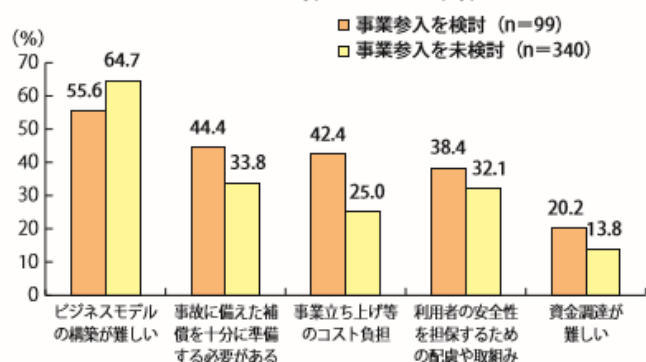
(1) 共通の課題



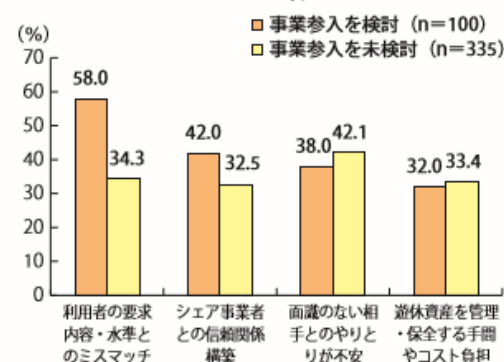
(2) モノ・サービス等の利用者として



(3) プラットフォームの提供者（シェア事業者）として



(4) モノ・サービス等の提供者として



資料：中小企業庁委託「中小企業の成長に向けた事業戦略等に関する調査」（2016年11月、(株) 野村総合研究所）

(注) 1. 複数回答のため、合計は必ずしも100%にはならない。

2. シェアリングエコノミーへの関心度について、「関心がない」と回答した企業を除いて集計している。

(1) シェア事業者、提供者、利用者共通の課題

シェア事業者、提供者および利用者の立場からみた共通の課題として、「技術・ノウハウを持った人材が不足している」「適切な相談相手が見つからない」といった情報源の不足を課題とした企業が多いことがわかります。また、情報セキュリティへの対応の難しさや、ルールが明確でないことによる参入のしづらさが挙げられています。

4

企業経営情報レポート

国内のシェアリングエコノミー企業事例

■ コインロッカーの不便さを解消する「空間」シェアサービス

駅前のコインロッカーの代わりに、喫茶店や小売店の店舗で荷物を預かるシェアサービスが登場しています。

「ecbo（エクボ）」はネットやスマートフォンで行先を入力すると、荷物を預かってもらえる飲食店や物販店などが表示されるサービスを、2017 年 1 月から東京都の渋谷駅周辺をメインに開始しました。日本語、英語、中国語、韓国語の 4 言語に対応し、ベビーカーやゴルフバッグなどの大きな荷物も対応可能としています。

店舗側は荷物をスマートフォンで撮影し、顧客のスマートフォンに転送することでその画像が引換券となり、利用者を特定することができます。店舗にとっても集客につながり、相乗効果を生み出しているビジネスモデルといえます。

■「ecbo cloak」 webサイト



■ 長距離「ライドシェア」サービスで天塩町と稚内市を結ぶ「notteco」

高齢化・人口減少が進む北海道天塩町では 1987 年に鉄道が廃止され、町民の足は自家用車とバスとなりました。しかしバスは本数も少なく、自家用車を持たない高齢者にとっては不便な環境にありました。その不便さを解消するために天塩町は 2017 年 3 月より日本最大級の相乗りマッチングサービス「notteco（ノッテコ）」と提携し、天塩～稚内間での相乗り交通事業を展開しています。

天塩町の住民が生活圏での中核都市となる稚内市へ向かう理由の多くは通院で、つまりは高齢者の利用が中心となるため、web でのサービスに限らず、役場窓口や電話で受付ができる様にサービスのカスタマイズを行っている点も特徴です。

料金は片道 1,000 円程度で、バスと電車を乗り継いだコストの 50%程度と、費用面でも利用者にメリットが生まれています。

■notteco webサイト



レポート全文は、当事務所のホームページの「企業経営情報レポート」よりご覧ください。

相続税でも課税対象にならない財産

相続財産でも課税の対象とならない財産には、
どのようなものがありますか。

相続税法では、一定のものを非課税財産として、課税対象から除くこととしています。

■相続税の非課税財産

- ①墓地や墓石、仏壇、仏具、神を祭る道具など日常礼拝をしている物、ただし、骨とう的価値があるなど投資の対象となるものや商品として所有しているものは相続税がかかります。
- ②宗教、慈善、学術、その他公益を目的とする事業を行う一定の個人などが相続や遺贈によって取得した財産で公益を目的とする事業に使われることが確実なもの。
- ③地方公共団体の条例によって、精神や身体に障害のある人又はその人を扶養する人が取得する心身障害者共済制度に基づいて支給される給付金を受ける権利。
- ④相続によって取得したとみなされる生命保険金のうち 500 万円に法定相続人の数を掛けた金額までの部分。
- ⑤相続や遺贈によってもらったとみなされる退職手当金等のうち 500 万円に法定相続人の数を掛けた金額までの部分。
- ⑥個人で経営している幼稚園の事業に使われていた財産で一定の要件を満たすもの。
なお、相続人のいずれかが引き続きその幼稚園を運営することが条件となります。
- ⑦相続や遺贈によって取得した財産で相続税の申告期限までに国又は地方公共団体や公益を目的とする事業を行う特定の法人に寄附したもの。
あるいは、相続や遺贈によってもらった金銭で、相続税の申告期限までに特定の公益信託の信託財産とするために支出したもの。

相続人に未成年者がいる場合の税額控除

相続人に未成年者がいる時の
一定の税額控除について教えてください。

相続または遺贈により財産を取得した者が一定の要件に該当する未成年者である場合には養育費の負担等を考慮し税額控除の制度が設けられています。

未成年控除を受けられるものは次に掲げる要件のすべてを満たすものをいいます。

■未成年控除を受けられる要件

- ① 相続または遺贈により財産を取得した者
- ② 相続開始時の年齢が20歳未満の者
- ③ その者が法定相続人であること
- ④ 日本国内に住所があること

ただし日本国内に住所を有していない者でも、次の要件に該当する場合には適用があります。

- その者が日本国籍を有し、被相続人が、相続開始前5年以内に日本国内に住所を移したことがある。
- 相続または遺贈で国内・国外の相続財産を取得している。

■未成年控除額

相続または遺贈により財産を取得した者が適用を受けられる未成年者である場合には、その者の算出総額税額から6万円にその者が20歳に達するまでの年数を乗じて算出した金額を控除した金額をもってその納付すべき相続税額となります。

■控除しきれないケース

未成年者控除の適用を受けて、算出税額から控除してもなお控除しきれない場合が生じた場合には、その者の扶養義務者の算出税額から控除します。